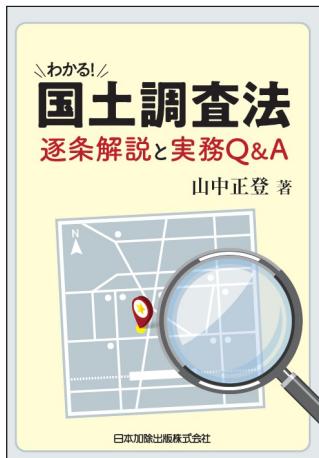


立法趣旨・背景事情、法案審議、改正経緯及び その主な内容を一つずつ丁寧に解説した唯一の書



わかる！ 国土調査法 逐条解説と実務 Q&A

中山正登 著

2023年11月刊 A5判 420頁 定価5,280円（本体4,800円）978-4-8178-4925-0 商品番号：40966 略号：国逐

- 地籍調査をメインとして国土調査法の各条項を詳細に1条ずつ解説。
- 関連する法令等（国土調査法施行令、地籍調査作業規程準則、国土調査事業事務取扱要領、不動産登記法、不動産登記令、不動産登記規則ほか）や実務に則してQ&A、図や記載例も掲載。
- 調べたい事項にピンポイントでたどり着けるよう用語及び裁判例・先例索引を収録。

Q&A 22：新規着手や再開市町村における留意点

Q 初めて地籍調査を実施する市町村や長期間にわたり久々に地籍調査を再開する市町村が、実施計画を作成する際にはありますか？

A 総論としては、人員体制に応じた無理のない実施計画とすることです。

国土調査の実施の委託

第10条 国の機関、都道府県又は市町村は、国土調査を行おうとする場合においては、國の機関にあつては都道府県又は道若しくは2以上の都府県の区域にわかつて基本調査、土地分類調査又は水調査に類する調査を行う者に、都道府県にあつては市町村又は土地改良区等に、市町村にあつては土地改良区等に、それぞれ当該国土調査の実施を委託することができる。

2 前項に規定するものほか、都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査（同項の規定によりその実施を委託されたものを含む。）の実施を委託することができる。

【改正経緯・内容】
平成22年法律第21号：第2項・追加

【解説】
本条は、国土調査の実施を委託することができることを規定しています。

**99の具体的設問について
簡潔な回答とともに
丁寧に分かり易く解説**

**【図46】
地籍調査票（現地調査等用）
分筆元地の地籍調査票記入例**

調査団番号	5	所有者等の住所及び氏名
所有者等確認	C	住居 大字山中字海上 1191-365 氏名 良久井堅太代理人 良久井泰子
地籍調査票 土地の表示		地籍調査後の土地の表示
所在地・地番	大字山中字海上 1191-365	
地目・地積	山林 1500m ²	地目 G
所	1191-365	
有	良久井 堅太	
氏名又		

その他登記

抵 貸借

契約印押

契約登記

異動事項

I 平成30年以降（一括）地目変更

II 分割

III 合併

IV 部合併

V 第二の部合併

VI 第一部合併

VII 地籍登記する土地

VIII 番地の界線未定

IX 現地確認不能

J

K

（摘要）

の妻・永子に筆頭の確認を委任する旨の委任状により、永子はしました。ただし、形成行為である分割についての同意を委任するしない（別添委任状のとおり）。

【設問例】

地籍調査票の署名又は記名押印の撤回への対応

Q: ① 1番と2番の土地所有者Aは合併調査について同意したことを、② 22番の土地所有者Bは確認した筆界について、地籍調査票に署名又は記名押印したことを、閲覧時に撤回するとの申出がされました。これらの申出への対応をどのようにすべきでしょうか？

地籍調査における利害関係人の範囲

Q: 国調法25条1項は、現地に立ち会わせができる者として「土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人」と規定しています。

土地の所有者以外の利害関係人とは、どのような利害のある人を指しているのでしょうか？

**豊富な
図表**

【調査前】

100m
1番 ソーラーパネル設置
地上権設定範囲
2番

**【共有者B
(所在不明者)】**

日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間：月～金（祝日除く）9:00-17:00

X (旧Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP